

第10回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成30年10月30日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 8番 田野 敏広 委員 10番 藤本 政嗣 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ただ今から、平成30年第10回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は2番中野誠五委員、9番山口時義委員、11番黒木民徳委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は11名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、平成30年第10回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。8番田野敏広委員、10番藤本政嗣委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請</p>

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 103 番と 104 番の 2 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

資料は 4 ページになります。あわせて別紙の参考資料の (2) 移住・定住の為の下限面積の変更の欄をご覧ください。

受付番号は 103 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 39 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 64 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字下角、畑 1 筆、262 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、農地・家畜ともに無しとなっております。家族総数 2 名の労力 2 名であります。譲受人は、平成 27 年に町外から転入してきました。現在は西郷田代の貸家に住んでいますが、北郷宇納間に住宅を購入し定住を希望されています。農地法施行規則に基づいて、町が定めた移住・定住の為の下限面積の要件に該当するため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲渡人は宮崎市在住で営農の意思はありません。所有する土地はすべて売りに出しております。兄弟が 2 人町内にいますが、そこもあまり大きな農家ではなく引き継ぐ状態ではありませんので、今回の移住・定住の為の制度を利用した売買となります。よろしくをお願いします。

議長

私から質問ですが、家屋の購入についての説明はありますか。

事務局員

農地と宅地と山林を一体となって購入する契約がなされております。実際に北郷に住むのは、西郷での地区の役員が終わってからの来年度を考えているようです。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 103 番について質疑のある方の挙手をお願いします。

事務局員

よろしいですか。

議長

どうぞ。

事務局員

補足ですが、譲受人の奥さんは西郷のピザ屋で働いていたんですが、現在は西郷病院に勤務されているようです。譲受人は竹細工職人であります。以上です。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 103 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 104 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 104 番になります。申請人の譲受人が、美郷町西郷山三ケの 70 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷山三ケの 75 歳の方です。申請地は、西郷山三ケ字尾ノ平、田 2 筆、1,058 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は栗となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 31,700 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

竹田委員

14 番、竹田です。譲受人は、地元で椎茸・栗など幅広く経営をしております。地元のリーダー的存在であります。譲渡人は、2・3 年前から体調を悪くして管理も出来ないということで、今回の話になったそうです。何の問題もないと考えております。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 104 番について質疑のある方の挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 104 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして報告第 9 号ですが、林田委員が申請人となっておりますので、農業

委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により終了まで退席をお願いします。

< 林田寿利委員、退席 >

それでは報告第 9 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明をお願いします。

局長

8 ページをお開きください。報告第 9 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成 30 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

9 ページをお開きください。賃貸人・賃借人ともに西郷田代の方です。土地の所在は、西郷田代字添石、田 2 筆になります。基盤強化法で平成 27 年からの 5 年間の賃貸借契約がなされておりましたが、平成 30 年 9 月 30 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。以上です。

議長

説明が終わりましたので、林田委員を呼び戻してください。

< 林田寿利委員、着席 >

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 10 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

